（参考様式）

（別紙）

○動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令（平成２６年農林水産省令第３７号）附則第３条に基づく事項

１　相談に応ずる電話番号その他の連絡先

２　店舗で販売する医薬品の区分

指定医薬品　・　指定医薬品以外の医薬品

３　店舗以外の場所にいる者への販売（ネット販売等）の有無

有　・　無

○店舗以外の場所にいる者への販売（ネット販売等）を行う場合

（１）使用する通信手段（電話、ファックス、インターネット等）

（２）販売する医薬品の区分

指定医薬品　・　指定医薬品以外の医薬品

（３）申請書に記載する店舗の名称と異なる名称を表示するときは、その名称

（４）インターネットを利用して広告をするときは、主たるホームページアドレス